

自立支援医療費（精神通院医療）の更新手続きを 予定されている方へ

- 令和3年3月1日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、自立支援医療（精神通院医療）受給者証の有効期限までに更新時に医師の意見書（診断書）を添えて提出する必要がある方について、やむを得ず更新期限までに診断書を入手することができない個別具体的な理由がある場合は、申請書及び理由書の提出をもって、現に所持している受給者証の有効期限から一定期間（有効期限の属する月の翌月から一定期間（およそ数か月程度））は意見書（診断書）の提出を猶予した上で、申請を受け付けることができるものとします。（申請は必ず行ってください。）

※ 当取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響により、医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、やむを得ず通常の申請手続きを取ることができない個別具体的な理由がある方のみが対象となります。

更新期限までに意見書（診断書）を入手できる方につきましては、通常の手続きを行ってください。

※ 書類は申請窓口（住所地を管轄する市町村の担当課窓口）にて入手できます。

- 申請の後、一定期間内（およそ数か月程度以内）に改めて意見書（診断書）を御提出いただく必要があります。